

様式第21 (一般則第37条関係)

様式第21 (液石則第38条関係)

記入例

		×台帳番号	
高圧ガス販売事業届書	一般	×整理番号	支店、営業所名も記入
	液石	×受理年月日	
名称(販売所の名称を含む。)	東京ガス販売株式会社 新宿営業所		
事務所(本社)所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1 ビル名も記入		
販売所所在地	東京都新宿区西新宿1-1-1 都ビル TEL. (03-5321-0000)、FAX (03-5388-xxxx)		
販売をする高圧ガスの種類	可燃性ガス、毒性ガス、可燃性毒性ガス、酸素、液化石油ガス 第一種ガス、その他のガス 販売計画書のガスの区分を記入		

2019年 4月 1日

(事務所(本社)の名称) 東京ガス販売株式会社
代表者氏名 代表取締役 東京 太郎

印
不要

東京都知事 殿

※保安担当者氏名 東京 次郎

〒 163-8001

TEL 03-5321-0000

営業 部 第一販売 課

FAX 03-5388-xxxx

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

※ 高圧ガスの販売に関する保安を担当する者(資格経験不要)を記載すること。なお、販売主任者を選任する場合は販売主任者名を記載すること。

販売計画書

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 届出の内容

新規・移転・法人化

2 販売の目的

- (1) 用途：溶接溶断用・**化学工業用**・冷媒用・スキューバダイビング等呼吸用・在宅酸素療用法用・気密試験用・その他（ ）
- (2) 形態：**容器を車両に積載（カードルを含む。）** 車両に固定容器（長尺容器を含む。）・導管・貨車・船舶・その他（ ）

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称	販売の方法(注)	配送の方法
特殊高圧ガス		直送・貯蔵	自社・委託
毒性ガス	液化塩素、三フッ化窒素、フッ素亜硫酸ガス	直送 貯蔵	自社 委託
可燃性ガス	アセチレン、エチレン、塩化ビニル水素	直送 貯蔵	自社 委託
可燃性・毒性ガス	アンモニア、硫化水素、一酸化炭素	直送 貯蔵	自社 委託
酸素	液化酸素、酸素	直送 貯蔵	自社 委託
液化石油ガス	液化ブタジエン、液化プロピレンブタジエン	直送 貯蔵	自社 委託
第一種ガス※	液化窒素、窒素、ヘリウム R134a、窒素(80%) + 二酸化炭素(20%)	直送 貯蔵	自社 委託
特定不活性ガス	R1234yf、R1234ze R32	直送 貯蔵	自社 委託
その他のガス	六フッ化硫黄 窒素(80%) + 二酸化炭素(1~19%) + 酸素(1~19%)	直送 ・貯蔵	自社 委託

(注) 直送：販売するガスを届出者が自ら貯蔵し
貯蔵：販売するガスを届出者が自ら貯蔵し
※ 第一種ガス：希ガス(He,Ne,Ar,Kr,Xe,Rn)、
特定不活性ガス：R1234yf、R1234ze

欄内に記入しきれない場合は別紙に記入
混合ガスは、ガス成分の割合を記入し、該当するガスの区分欄に記入。割合は範囲でも可。

4 技術上の基準

高圧ガス保安法第20条の6の規定に基づき、次の各号に従って高圧ガスを販売いたします。

- (1) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- (2) 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもっていたします。
- (3) その他一般高圧ガス保安規則第40条、液化石油ガス保安規則第41条で定める当該事項を遵守いたします。

5 帳簿類

下記の帳簿を備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式
○	販売台帳	2年	別紙(1)のとおり
○	引渡先保安台帳	引渡継続期間	別紙(2)のとおり
○	周知済記録台帳	2年	別紙(3)のとおり

周知文書は規則で定めるガスを販売する場合に必要

6 周知文書

高圧ガス保安法第20条の5第1項、一般高圧ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び40条の規定に基づき、別紙(4)の文書を備えます。

7 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

販売主任者は、規則で定めるガスを販売する場合に選任別途「高圧ガス販売主任者届書」が必要

8 販売主任者の選任

第一種販売主任者

氏名 (東京次郎)

免状の種類 (東京都 第9999号)

第一種販売・甲種化学・甲種機械・
乙種化学・乙種機械

経験ガスの区分 (6月以上)

特殊高圧ガス・毒性ガス・可燃性ガス・
可燃性・毒性ガス・酸素

(注 ただし、区分内のガスの種類の
ガスに限る。)

第二種販売主任者

氏名 (東京花子)

免状の種類 (東京都 第0000号)

第二種販売・甲種化学・甲種機械・
乙種化学・乙種機械・丙種化学 (特丙を除く)

経験ガスの区分 (6月以上)

液化石油ガス

300m³以上貯蔵する場合は、別途、貯蔵所の許可届出が必要です。
圧縮ガスと液化ガスを貯蔵する場合は、液化ガス10kgを1m³として計算してください。

9 販売所にかかる貯蔵

3 販売するガスの種類の販売の方法でガス販売する場合

高圧ガス保安法第15条の規定に基づき、技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵します。

容器置場面積 (50) m²、貯蔵容積 (280) m³(kg)、貯蔵場所の平面図 別紙 (5)

貯蔵の区分 (第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、その他貯蔵)

10 自社配送車

3 販売するガスの種類の配送の方法で車両等を備え、自社で配送する場合

ガスの種類に応じて警戒標、消火器、携行書面 (イエローカード等)、防災資機材等を備えます。

